

平成25年12月土佐清水市議会定例会会議録

第1日（平成25年12月 3日 火曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第69号 平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について

議案第70号 平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第71号 平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第72号 土佐清水市再生可能エネルギー発電所の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第73号 土佐清水市消防長の任命資格を定める条例の制定について

議案第74号 議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 土佐清水市有財産条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 土佐清水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 土佐清水市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 土佐清水市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 土佐清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

議案第 86 号 土佐清水市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 87 号 土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 88 号 土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 89 号 土佐清水市建設残土処分場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第 90 号 あしずり港交流拠点施設の指定管理者の指定について

議案第 91 号 土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について

議案第 92 号 土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 14 人

現在員数 14 人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 14 人

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 矢野川 周 平 君 | 2 番 | 森 一 美 君 |
| 3 番 | 小 川 豊 治 君 | 4 番 | 西 原 強 志 君 |
| 5 番 | 永 野 裕 夫 君 | 6 番 | 岡 林 喜 男 君 |
| 7 番 | 永 野 修 君 | 8 番 | 岡 崎 宣 男 君 |
| 9 番 | 瀧 澤 満 君 | 10 番 | 岡 林 守 正 君 |
| 11 番 | 仲 田 強 君 | 12 番 | 井 村 敏 雄 君 |
| 13 番 | 橋 本 敏 男 君 | 14 番 | 武 藤 清 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岡 崎 光 正 君 局 長 補 佐 東 博 之 君

議事係長 池正澄君 主事 金子亜由君
主事補 公文愛里沙君

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                  |       |                             |        |
|------------------|-------|-----------------------------|--------|
| 市長               | 泥谷光信君 | 会計管理者<br>兼会計課長              | 黒原一寿君  |
| 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 浦中伸二君 | 企画財政課長                      | 早川聡君   |
| 総務課長             | 山崎俊二君 | 危機管理課長                      | 横島浩治君  |
| 消防長              | 濱田益夫君 | 消防署長                        | 西田和啓君  |
| 健康推進課長           | 山下毅君  | 福祉事務所長                      | 二宮真弓君  |
| 市民課長             | 岡田敦浩君 | 環境課長兼<br>清掃管理事務所長           | 坂本和也君  |
| まちづくり対策課長        | 木下司君  | 産業振興課長                      | 磯脇堂三君  |
| 産業基盤課長           | 文野喜文君 | 水道課長                        | 田村和彦君  |
| じんけん課長補佐         | 伊藤牧子君 | しおさい園長                      | 中島東洋君  |
| 収納推進課長           | 横山周次君 | 教育委員長                       | 福重百合架君 |
| 教育長              | 弘田浩三君 | 学校教育課長                      | 山本豊君   |
| 生涯学習課長           | 山下博道君 | 教育センター所長<br>兼少年補導センター<br>所長 | 武政聖君   |
| 選挙管理委員会<br>事務局長  | 徳井直之君 | 監査委員事務局長                    | 中山優君   |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開会

○議長（岡林守正君） おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成25年12月土佐清水市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期につきましては、議会運営委員会でご審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 仲田 強君。

(議会運営委員会委員長 仲田 強君登壇)

○議会運営委員会委員長(仲田 強君) おはようございます。

ただ今、議題となっております今期定例会の会期につきましては、12月2日開催の議会運営委員会におきまして、議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねました結果、全会一致をもちまして、お手元に配付しております日程案のとおり、本日から12月17日までの15日間と決しました。

以上です。

○議長(岡林守正君) お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月17日までの15日間といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月17日までの15日間と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により12番井村敏雄君、13番橋本敏男君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長 岡崎光正君登壇)

○議会事務局長(岡崎光正君) おはようございます。

平成25年9月定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況についてご報告いたします。

総務文教常任委員会を4回開催。そのうち2回は、清水中学校等の現状について視察を実施、産業厚生常任委員会を2回開催。そのうち、1回はしおさいの現状について視察を実施いたしました。

次に、議会運営委員会を3回開催し、12月2日には12月定例会の日程等について協議を行いました。

また、議会だより編集委員会を1回開催し、11月1日に議会だより第87号を発行いたしました。

また、11月5日には、「市役所庁舎耐震化に伴う事前調査結果の報告」と「宿毛フェリー

補助金について」、全員協議会を開催いたしました。

次に、他市から本市への行政視察について申し上げます。

10月9日、宿毛市議会の議会基本条例調査特別委員会委員一行8名が、「議会基本条例等について」行政視察のため、来局いたしました。

また、11月8日、土佐市議会一行7名が、「土佐清水市議会の現状と取り組みについて」行政視察のため、来局いたしました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

10月18日、第53回土佐清水市美術展覧会の開会式が、市民文化会館で開催され、議長が出席。

10月20日、同表彰式が市民文化会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月19日、障害者支援施設「太陽の家」の運動会が開催され、副議長が出席し、祝辞を述べました。

同日、第38回土佐清水市高齢者体育大会が開催され、議長が出席。

10月23日、幡多広域市町村圏事務組合議会が四万十市で開催され、議長が出席。

10月24日、第135回四国市長会議が足摺岬で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月27日、第26回全国健康福祉祭こうち大会ねりんピックよさこい高知2013ゲートボール交流大会が総合公園で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月29日、第36回四国西南地域市議会議長懇談会定期総会が西予市で開催され、副議長、事務局長補佐が出席。

同日、土佐清水市太陽光施設整備工事安全祈願祭が太田で開催され、議長が出席。

10月30日、トップセミナーが高知市で開催され、副議長、事務局長補佐が出席。

同日、広域行政圏市議会協議会第62回理事会が東京都で開催され、議長、事務局長が出席。

11月1日、高知県戦没者追悼式が高知市で開催され、議長が出席。

11月2日、土佐市制施行55周年記念式典が土佐市で開催され、議長が出席。

11月7日、幡多三市議会議員研修会が宿毛市で開催され、議長をはじめ各議員が出席。

11月10日、土佐清水市戦没者追悼式が市民文化会館で開催され、議長をはじめ各議員が出席し、議長が追悼の辞を述べました。

11月14日、15日、高知縣市議会議長会視察研修が行われ、議長、副議長、事務局長が出席。

11月22日、幡多三市議長懇談会が本市で開催され、議長、副議長が出席。

11月30日、12月1日、第30回土佐清水市産業祭が開催され、議長をはじめ各議員が

出席。

12月1日、第46回土佐清水市社会福祉大会が市民文化開会で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月21日から11月8日まで、議会基本条例に基づく議会報告会を6回開催しております。

次に、閉会中の議員派遣についてご報告をいたします。

10月21日から11月8日にかけて、議会報告会を開催し、各議員が派遣されました。

また、10月29日、第36回四国西南地域市議会議長懇談会定期総会が西予市で、10月30日、トップセミナーが高知市で、11月7日、幡多三市議会議員研修会が宿毛市で、11月14日、15日、高知縣市議会議長会視察研修がそれぞれ開催され、副議長並びに各議員が派遣されました。

次に、提出議案について申し上げます。

今期定例会に提出されております案件は、議案第69号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第92号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」までの議案24件であります。

これらの案件名につきましては、議案綴りのとおりでありますので省略させていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（岡林守正君） 諸般の報告は終わりました。

日程第3、市長提出議案第69号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第92号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」までの議案24件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。

本日は、平成25年12月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席を賜り開会の運びとなりましたことを心からお礼申し上げます。

本定例会には、平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）についてをはじめとする予算案3件を含む24件を提出し、審議をお願いするものでありますが、各案件の説明に先立ちまして、当面する課題等について所信の一端を述べ、議員の皆様及び市民の皆様にご理解とご協力をお願いしたいと思います。

ご承知のとおり、去る11月22日、南海トラフ巨大地震の防災対策を強化する「南海トラ

「南海トラフ巨大地震・津波対策特別措置法」が、国会において全会一致で可決、成立いたしました。これにより、南海トラフ巨大地震・津波対策が国策として位置づけられたことは大変意義深いものがあります。

今後、具体的な指定基準等については、政令などで定める部分もありますので、高知県危機管理部とも連携し、国に対して地方の声が活かされるよう強く働きかけてまいります。

また、私の5つの基本政策に掲げておりました「市役所に専門の課を新設して集中的な対策を進める」ことにつきましては、9月定例会で議決していただき、この12月から危機管理課として、高知県から横島浩治課長をお迎えして、新しい体制でスタートしました。市民の命を守るため、地震・津波対策はもとより、防災対策全般について今まで以上にアクセルを踏み込み、さらに加速した取り組みを進めてまいります。

次に、10月3日から9日の日程で、姉妹都市のフェアヘーブンで開催された「第14回ジョン万次郎祭り」に参加してまいりました。今回の祭りには、清水高校生や地元の有志をはじめ、千葉県や岡山県からもジョン万次郎を愛する方々が参加して、総勢26人の訪問団となりました。私も実に16年ぶりの訪問でありましたが、ホイトフィールド・万次郎友好協会会長のルーニーご夫妻をはじめ現地の友好協会の皆様には、ボストン空港への出迎えや、祭り当日の公式行事からフレンドシップディナーに至るまで、本当にお世話になりました。この場をおかりいたしまして、厚くお礼申し上げます。

来年度は、土佐清水市制施行60周年となりますので、早い段階から「土佐清水ジョン万祭り」の計画を進め、前回は上回る充実した祭りにしたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、ジョン万次郎のNHK大河ドラマ化に向けた取り組みであります。10月31日に、土佐清水商工会議所・廣田会頭をはじめ、実行委員会のメンバーとNHK高知放送局を訪問し、ドラマ化実現に向けて要請活動を行いました。高知放送局からも全面的な協力をお約束していただきましたが、現在、全国各地から大河ドラマの要望が殺到している状況とのものであり、さらに要請活動を強めていく必要がありますので、今議会終了後には、岡林議長、高知県実行委員会会長である高知県商工会議所連合会・青木会頭、岡崎高知市長ともども東京のNHK本部を訪問する予定であります。

さて、第135回四国市長会議が10月24日、8年ぶりに本市で開催され、活発な議論が行われました。その中で国への要望事項として「地方財源の充実・確保等について」「保育行政に対する財政措置の充実強化について」「国民健康保険制度の財政基盤強化について」「廃棄物行政に対する財政措置の拡充について」「南海トラフ巨大地震対策の充実強化について」を原案どおり採択。また、追加提案として「安定的な地方財政運営確保のための新たな財政支

援を求める緊急決議」を採択し、関係機関へ働きかけを行うことを決したところであります。

会議に当たり、四国各県から60人を超える関係者の皆様方に足摺岬で宿泊していただきましたが、本会議場となった足摺国際ホテルをはじめ、宿泊を引き受けていただきました各施設の皆様には、改めて感謝申し上げます。

次に、10月27日、28日の両日に開催された「ねんりんピックよさこい高知2013ゲートボール大会」についてご報告いたします。

この大会は、全国から163チーム、970人の選手の皆様をお迎えし、さらには役員、ボランティア、観客を合わせると延べ4,100人の皆様が土佐清水市に集い盛大に挙行されました。台風の接近で開催も一時危ぶまれましたが、開催期間中は天候にも恵まれ、清水高等学校の1・2年生130人、市民のボランティアの協力を得て、無事成功裏に終了することができました。大会役員、競技役員、審判員、協力・協賛団体をはじめ、ボランティアで参加していただきました市民の皆様は改めて心から感謝申し上げます。

大会終了後、事務局に寄せられましたアンケート結果を見ますと、高知龍馬空港や総合開会式会場のある高知市から遠いことなども挙げられておりましたが、おおむね参加者からの評価は高く、また多くの方からは、スタッフ・ボランティアの笑顔・対応がよかったとの高い評価をいただきました。土佐清水市民のおもてなしの心は、今後においても本市の大きな魅力の1つになるものと確信しております。

次に、宿毛フェリーについてであります。

この宿毛・佐伯間のフェリー航路につきましては、平成21年度から5年間、高知県と幡多6市町村が、船舶検査費及び船舶検査に伴う船舶修繕費に対して財政支援を行ってまいりましたが、経営赤字が続いており、航路存続に向けて、平成26年度以降の財政支援についても、担当課長会議で検討し、会社側とも協議してまいりました。しかしながら、会社側より来年度以降については、企業努力で運航していきたい旨の連絡があり、10月23日開催の市町村長会でその経過報告を受け、宿毛フェリーに対する支援を事実上終了することになったことは、11月5日開催の議員全員協議会でご報告したとおりであります。

その後、11月13日、再度、市町村長会を開催し、宿毛フェリーからは社長が出席した上で、正式にこれまでの財政支援へのお礼とあわせ、平成26年度の補助金は申請しないとの説明を受けたところでありますので、改めてご報告させていただきます。

次に、本市の師走恒例の行事として定着しております第30回産業祭が、今年は11月30日、12月1日の日程で盛大に開催されました。今回は、第30回を記念したイベントでありましたが、晴天にも恵まれ、これまで最高の2日間、約3万5,000人の人出でにぎわいました。このことは、本市の農林水産物をはじめ加工品などの特産品が高く評価されているあ

かしであり、今後も関係機関・関係者が連携して産業祭をより盛り上げてまいる所存であります。

今後のイベントとしては、あしずりキラリが、12月21日から23日まで足摺岬先端部及び金剛福寺を会場に開催されます。このイベントは、平成19年から始まったものですが、入込み客も平成23年には4,350人にのぼり、冬の恒例行事として定着しつつあります。今回は、12月で閉幕する「楽しまん！はた博」のステップアップ・イベントとして開催するものでありますが、12月21日からの3連休には「はたきらり」と銘打ち、足摺海洋館・海のギャラリーを会場に「竜串クリスマスイベント」として夜の水族館とジャズを楽しむ夕べを開催、市街地では恒例の「天神バックストリート」が開催され、約300mのイルミネーションが街を彩ります。最近、こういった夜の観光が注目を集めていることから、さらに磨き上げていく取り組みを進め、土佐清水市全体の観光振興につなげていきたいと考えております。

続きまして、平成26年度予算編成方針についてであります。

来年度の予算編成方針につきましては、子育て・教育環境の充実、基幹産業の復興と雇用対策、高齢者の生きがいづくりと中山間対策、南海地震・津波対策、活気あるまちづくりの5つの重点施策と位置づけ、特別枠を設定し、この枠については、シーリング対象外としております。反面、厳しい財政状況を踏まえ、起債発行額を平成26年度元金償還額の範囲内に設定し、起債残高を抑制していくこと、さらには国・県の補助制度をはじめ、外郭団体などの補助制度を積極的に取り入れるよう財政確保を指示し、特色ある予算編成を目指しつつも、財政健全化に向けて取り組みも強めてまいらなければなりません。

私は、市長就任以来、国への要望活動を積極的に展開してまいりました。特に、予算編成期の10月終わりから11月にかけて、財源確保、過疎対策、道路整備、防災対策、健康づくりを柱に、総務省をはじめ内閣府、厚生労働省、国土交通省など関連する各省庁に足を運び、地域の実情をお訴えしてきました。

また一方では、県選出の国会議員のもとに上京のたびに赴き、意見交換や本市への支援要請を行ってまいりましたが、11月17日には新藤総務大臣に面会の機会をいただき、過疎地域が抱える医療・介護・福祉の課題、インフラ整備など地域振興策について意見交換を行ったところであります。今後もあらゆる機会を捉えて情報収集を行い、財源確保に努め、政策実現に向けて積極的に活動してまいります。

国の動向としては、11月29日、財政制度等審議会が麻生財務大臣に提出した「平成26年度予算の編成等に関する建議」によりますと、一般会計予算の2割近くを占める地方交付税交付金に関し、リーマン・ショック後の景気対策として導入された別枠加算（約1兆円）や、歳出特別枠（1.5兆円）について「解消」を要請。米の直接支払交付金及び米価変動補填

交付金についても「廃止するなど大胆に見直しを行うべきだ」と提言。教員給与縮減や一般会計ODA（政府開発援助）の抑制も盛り込んでおりますが、特に、地方交付税の別枠加算の解消は、本市の予算編成、財政見通しに影響があることから、国の動向を注視し、事業見直しも視野に入れておかなければならないと考えております。

さきに述べましたとおり、平成26年度は土佐清水市制施行60周年に当たります。あしずり祭りやジョン万祭りなどと連携をしたイベントができないか、記念の年に記憶に残る事業を実施したいと考えておりますので、早い時期に実行委員会を立ち上げ、検討を進めたいと思っております。

次に、寄附の報告をさせていただきます。

11月18日、「カラオケな歌謡ショー実行委員会」様から、社会福祉への貢献を目的にと12万8,740円のご寄附をいただきました。まことにありがとうございました。また、11月26日には「土佐清水商工会議所会員親睦ゴルフコンペ参加者一同」様からも、社会福祉への貢献を目的にと10万円のご寄附をいただきました。まことにありがとうございました。いただきましたご寄附については、目的に沿って大切に使用させていただきます。この場をおかりいたしまして厚く感謝を申し上げます。

続きまして、今回提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

まず、予算案は、平成25年度土佐清水市一般会計補正予算など3件であります。このうち一般会計補正予算は、新清水保育園新築事業として、市街地3保育園の高台への移転統合に係る園舎建設工事費、土地造成費の追加など5億3,800万円余り、市庁舎耐震改修事業として、電気設備、天井耐震化、総合窓口開設に伴う増築などに1億7,500万円余り、津波避難タワーの建設工事の減額と用地購入費の計上など、保育園関係を含め南海地震・津波対策で5億8,300万円余りを計上しております。このほか、雇用・産業振興に2,980万円、後期高齢者医療費給付費に3,500万円余り、生活保護費に4,000万円余りを計上し、合計7億2,435万7,000円を計上しております。

また、国民健康保険事業特別会計補正予算案では、医療費に係る保険給付費の増加傾向が続いているため、9月末の給付実績から年間見込み額を算出し、保険給付費で1億4,500万円余り、平成24年度の決算剰余金として300万円余り、国庫支出金等精算返還金として3,300万円余り、合計1億8,240万円を計上しております。

介護保険特別会計補正予算案では、渭南病院の介護療養病床35床を廃止する予定時期が本年9月から来年2月へ変更となったことから、居宅介護サービス費と施設介護サービス給付費の予算の組みかえを行うものであります。

条例議案は、土佐清水市再生可能エネルギー発電所の設置及び管理に関する条例の制定につ

いてなど18件であります。

議案第72号は、太田及び中浜に建設予定である、土佐清水市再生可能エネルギー発電所の設置及び管理に関して必要事項を定めるものであります。

議案第73号は、市町村の消防長の任命資格を定める政令の規定により、本市の消防長の任命資格を定めるもので、課長補佐の職務経験が3年で登用することができるよう定めるものであります。

議案第74号及び議案第75号は、議会の議決に付すべき事項のうち、財産の取得または処分が、土佐清水市有財産条例に規定されておりますが、適正な事務処理を遂行するために、市有財産条例からこの条文を削り、議会の議決に付すべき契約に関する条例にこの条文を加え、条例の整理を行うものであります。

議案第76号は、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正が平成25年6月12日に公布されたことに伴う条例改正で、公的年金からの特別徴収制度の見直し、特定公社債等に対する課税方法の変更、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組等、金融・証券税制の見直しであります。

議案第77号は、地方税法の一部を改正する法律の施行により、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組等、金融所得課税の一体化に係る改正であります。

議案第78号から議案第80号までは、地方税法の一部を改正する法律の施行により、後期高齢者医療保険料、市税外収入及び介護保険料について、延滞金の利率等の見直しを行うものであります。

議案第81号は、歯科保健推進員を非常勤職員として配置し、口腔衛生指導を推進するため、月額報酬を15万6,200円と定めるものであります。

議案第82号は、土佐清水市債権管理条例制定に伴う土佐清水市奨学資金貸与条例の関係条文の整備であります。

議案第83号から議案第85号は、消費税率の改正により、水道料金等、漁港使用料等、家電リサイクル法対象商品4品目の処理手数料及びし尿処理施設の使用料について改正するものであります。

議案第86号は、土佐清水市社会教育委員について、文部科学省令が制定されたため、委員の委嘱基準について、家庭教育の向上に資する活動を行う者を追加する改正であります。

議案第87号は、土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例について、旧清水中学校体育館を社会体育施設に追加し、同施設の夜間照明施設の使用料金を規定する改正であります。

議案第 88 号は、土佐清水市営住宅管理条例について、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成 26 年 1 月 3 日から施行することとなり、本条例中に引用している法律の題名に一部変更がありましたので、改正するものであります。

議案第 89 号は、土佐清水市建設残土処分場の設置及び管理に関する条例について、処分場は既に所期の目的を達成し、その跡地について太陽光発電施設用地として活用するため、条例を廃止するものであります。

その他の議案は、あしずり港交流拠点施設の指定管理者の指定についてなど 3 件であります。

議案第 90 号は、あしずり港交流拠点施設の指定管理者について、引き続き、一般社団法人土佐清水市観光協会を平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで指定をするものであります。

議案第 91 号は、土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者について、引き続き、特定非営利活動法人・NPO 竜串観光振興会を平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで指定をするものであります。

議案第 92 号は、旧清水中学校体育館について、指定管理者を指定するものであります。本市のほかの社会体育施設は、特定非営利活動法人・スポーツクラブスクラムを指定しており、この施設を追加し、平成 28 年 3 月 31 日まで指定するものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。なお、細部につきましては、所管課長から説明をいたさせますので、何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から小休とし、10 月 1 日並びに 12 月 1 日付の人事異動の件について、執行部から報告を求めたいと思います。

小休といたします。

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

お諮りいたします。

ただ今から、予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、予算案並びに条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第69号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 早川 聡君登壇）

○企画財政課長（早川 聡君） おはようございます。

課長就任後、初めての議会でありまして、また予算説明、大変緊張した中での説明となります。聞き取りづらい部分もあろうかと思いますが、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、議案第69号、平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

歳出から説明いたします。

予算書の13ページをお願いいたします。

2款1項3目財産管理費、15節工事請負費1億6,410万円は、市役所庁舎耐震改修工事費として、当初予算額3億円に追加するものです。

庁舎の耐震補強工事に向けて、実施設計中ではありますが、設計を進める中で、天井の耐震化や総合窓口開設のための1階部分の増築など、追加費用が必要となったための増額であります。

また、関連する経費として、13節委託料に庁舎耐震改修工事、管理委託費1,110万円を計上しました。合わせて今回追加する庁舎耐震改修費1億7,520万円の財源には、地方債の緊急防災減災事業債を見込んでおります。

2項2目徴収費、8節報償費30万円は、市税等の口座振替を推進し、収納率向上及び財源の安定確保を目的に、市税等口座振替推進キャンペーン事業といたしまして、一定期間に新規に口座振替を手続きをされた方に対し、記念品を贈呈する費用を計上しております。

14ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費、13節委託料123万6,000円は、生活困窮者自立促進モデル事業の実施に係る支援員1名の人件費及び事務費を直接事業から社会福祉協議会への委託事業とする費用を計上いたしました。

予算については、4節共済費、7節賃金、11節需用費、18節備品購入費から組みかえを行うものであります。

3目老人福祉費及び4目福祉医療費は、それぞれ敬老祝い金及び福祉医療費の財源に過疎対策事業債ソフト分を充当する財源更正であります。

7目介護保険対策費、11節需用費11万6,000円及び12節役務費29万2,000円、合わせて40万8,000円は、平成26年度の介護保険第6期計画を策定するための費用とし

て、日常生活圏域ニーズ調査費用を計上しております。

15ページをお願いします。

2項2目保育所運営費には、新清水保育園新築事業費を計上しています。

13節委託料926万8,000円は、設計業務費を実績見込みに伴い、310万円の減額、用地造成費を468万8,000円の追加、園舎新築工事の施工管理費に770万円を計上しています。

15節工事請負費には、園舎新築工事費として5億3,967万6,000円、17節公有財産購入費には、用地購入費を実績見込みに伴い、1,046万3,000円を減額するものであります。

今回補正する新清水保育園新築事業費は、5億3,848万1,000円となり、財源には県補助金2億3,023万2,000円、過疎対策事業債と緊急防災減災事業債合わせて3億820万円の地方債を見込んでおります。

そのほか、園児送迎業務費の財源に過疎対策事業債ソフト分1,210万円の充当による財源更正を行っております。

次に、3項2目扶助費、20節扶助費に生活保護費を4,015万9,000円の追加、23節償還金、利子及び割引料に平成24年度生活保護費国庫負担金の精算に伴う返還金898万7,000円を計上しています。

16ページをお願いします。4款1項3目健康増進事業費、19節負担金、補助及び交付金3,533万7,000円は、後期高齢者医療療養給付費に要する市町村負担金として、年間見込み額からの所要額を追加計上しています。

17ページをお願いします。

5款2項4目林道費、13節委託料48万6,000円及び15節工事請負費1,670万円は、民有林林道改良事業としまして、林道清水三原線の道路法面の老朽化を改修するため、測量設計業務費及び法面保護工事費を計上しています。

財源には、県補助金990万円、地方債650万円を見込んでおります。

3項2目水産振興費、13節委託料56万4,000円は、清水サバの新規格サイズの販路開拓事業といたしまして、これまで清水さばブランドとして、販路開拓拡大に取り組んできたのは620グラム以上のものでありますが、それに満たないサイズの清水サバの販路開拓を推進するものであります。

なお、この事業は、起業支援型地域雇用創造事業であり、財源は全て県補助金となります。

6款1項2目公園管理費、13節委託料65万5,000円及び15節工事請負費45万5,000円の合わせて111万円は、唐人駄場再生事業といたしまして、唐人駄場公園にある

ストーンサークル周辺の成長した草木の伐採及び唐人石巨石群の遊歩道を整備する費用を計上いたしました。唐人駄場を訪れる観光客の満足度を高め、観光振興を図るものであります。

18ページをお願いします。

3目観光振興費、13節委託料349万円は、清水の魅力発信事業として、本市の魅力的な景色を広く発信するため、本県出身の著名な写真家、桐野伴秋氏撮影による観光ポスターの作製費用に157万5,000円、観光PRビデオ作成事業138万6,000円は、今後において外国人観光客にもPRができるよう、日本語、英語、中国語による多言語の観光PRビデオを新たに作成するものであります。

足摺岬椿展望台設置事業52万9,000円は、2月の椿まつりの時期に万次郎目線で椿等を楽しんでもらうため、ジョン万次郎像のそばに展望台を設置するものであります。

また、観光客へのおもてなしに、お茶などを接待する野点傘など、18節備品購入費に142万1,000円を計上しています。

4目観光商工施設費、13節委託料100万円は、次世代自動車と言われる電気自動車やプラグインハイブリット車などは、国の戦略的な促進もありまして、今後の普及はさらに高まっていくものと思われまます。これに対応するため、来年、EV急速充電器の整備に向け、このたび設計業務費を計上しております。

なお、この事業は経済産業省の補助金を見込むものでありまして、来年2月末までに事業申請を予定しております。

7款4項2目公園費、15節工事請負費900万円は、本町墓地法面の老朽化を改修する経費として、当初予算に500万円を計上していましたが、現地調査の結果、工法の変更が生じたために追加するものです。

19ページをお願いします。

8款1項6目災害対策費は、国の社会資本整備総合交付金の採択を受けまして、津波避難路等の整備を促進するため、13節委託料に測量設計業務費を2,000万円及び15節工事請負費のうち、津波避難路等整備工事費1,950万円の合わせて3,950万円を計上しました。

また、15節工事請負費には、当初予算に計上していましたが避難津波タワー建設工事費1億8,000万円を減額するものですが、建設用地の取得状況や、今後の設計業務の完了時期を想定いたしますと、平成26年度に着手することが現実的であるため、減額をいたしました。

建設予定場所につきましては、これまで説明してきたとおり、避難困難地域となっている大岐地区としており、17節公有財産購入費に用地購入費として800万円を計上しています。

18節備品購入費84万円は、地震・津波発生時の避難対策を推進するため、震度5弱以上の地震の揺れを感知すると、自動的にふたが開く鍵ボックスを購入し、市街地3カ所の津波避

難ビルの避難入口へ設置するものであります。

20ページをお願いします。

9款1項2目事務局費、19節負担金、補助及び交付金62万7,000円は、しみず幼稚園の行う所得状況に応じた保護者への保育料減免に対する補助として、補助対象者3名の増加による追加となります。

2項1目学校管理費及び3項1目学校管理費の財源更正は、スクールバス運行経費の財源に過疎対策事業債ソフト分を充当するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

9ページをお願いします。

13款1項国庫負担金、2項国庫補助金については、歳出事業に伴う補助、負担率に基づき計上しています。

10ページをお願いします。

14款2項3目衛生費補助金については、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の国庫補助事業から一般財源化となったことに伴い、382万8,000円を減額するものであります。

そのほか、県補助金につきましては、歳出事業に伴う補助率に基づき計上をしております。

11ページをお願いします。

19款4項1目雑入984万9,000円は、生活保護法第63条、資力の発生等による生活保護費返還金370万円、平成24年度児童手当交付金の精算による追加交付332万6,000円などを計上しております。

20款1項1目総務債から12ページ、8目災害復旧事業債までは、地方債の対象となる事業の財源として、その充当率に基づき計上しています。

また、9目臨時財政対策債1,418万6,000円は、歳出予算の一般財源として計上しています。

5ページをお願いします。

第2表、繰越明許費は、新清水保育園新築事業及び津波避難路等整備事業の完成は、平成26年度へ繰り越される予定であり、それぞれ5億4,737万6,000円及び8,000万円を限度として繰越明許費を設定するものであります。

6ページをお願いします。

第3表、地方債補正は、当該補正予算に関連して、既定の地方債への借入限度額を変更するものであります。

1ページをお願いします。

以上によりまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7億2,435万7,000円を追加し、

予算総額は歳入歳出それぞれ118億6,042万1,000円となります。

以上で、平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 次に、議案第70号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」説明を求めます。

市民課長。

（市民課長 岡田敦浩君登壇）

○市民課長（岡田敦浩君） おはようございます。

議案第70号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の主な補正は、医療費に係る保険給付費の増額と24年度国庫負担金等の精算返還金となっております。

歳出から説明いたします。補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳出2款保険給付費、1項療養諸費、2項高額療養費は、本年2月診療分以降、重症患者の増加により、医療費の高どまり傾向が続いており、それに伴う増額であります。

10ページをお願いします。

9款基金積立金は、平成24年度決算確定に伴う剰余金を積み立てるものです。

11款諸支出金は、平成24年度分の療養給付費等の国庫及び県負担金の精算に伴う返還金を計上しております。

歳入に移ります。6ページ、7ページをお願いいたします。

1款国保税は、本年9月末の調定額見合い分を増額するものでございます。

3款国庫支出金から6款県支出金は、歳出の保険給付費増額に伴うルール分を計上しております。

8ページをお願いいたします。

財源不足分といたしまして、9款で財政調整基金の繰り入れとして、現在の基金残額の全てを計上しております。

なおかつ不足いたします2,168万2,000円を11款諸収入に計上しております。この諸収入には、当初予算で財源不足分として3,300万円を計上しておりますので、これと合わせますと、財源不足分は合計5,468万2,000円となり、それにつきましては、平成26年度よりの繰上充用により対応せざるを得なくなっております。

次に、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入歳出ともに既定の予算額に1億8,240万円を追加し、27億2,468万2,000円となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 次に、議案第71号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」説明を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 山下 毅君登壇）

○健康推進課長（山下 毅君） おはようございます。

議案第71号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明いたします。

今回の補正は、渭南病院が介護療養病床35床を廃止する時期が本年9月から来年2月へ変更となったため、介護サービスの内容が変動したことにより、予算の組み替えを行うものです。

補正予算書5ページ、歳出をお願いします。

2款1項1目19節負担金7,700万円の減額と5目19節負担金7,700万円の増額は、ただ今申し上げました理由により、居宅介護サービスが減額となり、施設介護サービスが増額となったものです。

次に2ページをお願いします。

歳入歳出の増減の補正はございませんので、歳入歳出予算の総額は、既定の予算額22億2,110万8,000円となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 次に、議案第72号「土佐清水市再生可能エネルギー発電所の設置及び管理に関する条例の制定について」から議案第92号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」までの議案21件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 山崎俊二君登壇）

○総務課長（山崎俊二君） おはようございます。

条例案等について説明をいたします。

議案綴りをお願いいたします。

議案第72号「土佐清水市再生可能エネルギー発電所の設置及び管理に関する条例の制定について」議案綴り4ページから5ページです。

下益野太田と中浜に現在建設中の太陽光発電所の設置及び管理に関する条例について、新たに制定をするものです。

議案第 73 号「土佐清水市消防長の任命資格を定める条例の制定について」議案綴り 6 ページから 7 ページです。

消防長の任命資格を定めている政令では、補佐職について 2 年を超え、4 年以下の範囲で条例により定める経験年数により、任命が可能となっているところから、補佐職 3 年以上の経験年数により、任命が可能とするための条例の制定です。

議案第 74 号「議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 8 ページから 9 ページ及び議案第 75 号「土佐清水市有財産条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 10 ページから 11 ページの 2 件につきましては、9 月議会で財産取得の追認議決をお願いしました際に、請負契約と財産取得の議決を規定している条例が別条例となっており、整備が必要という指摘がありました。市有財産条例に規定されています財産取得の議決条項を請負契約について規定をしております議会の議決に付すべき契約に関する条例に移行し、一本化のための条例の改正でございます。

議案第 76 号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 12 ページから 16 ページです。

公的年金からの特別徴収制度の見直しや株式の譲渡所得への課税につき、上場株式と一般株式に分離して課税することなど、地方税法の改正がありました。それに伴う条例の一部改正です。

議案第 77 号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 17 ページから 19 ページです。

賦課徴収条例と同じく、地方税法の改正により、上場株式と一般株式の譲渡所得が分離課税となったことに伴う条例の一部改正です。

議案第 78 号「土佐清水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 20 ページから 21 ページです。

国税・地方税の延滞金の利率が 26 年 1 月から引き下げられることになっております。後期高齢者医療制度保険料の延滞金の利率についても、税と同様に引き下げるための条例の一部改正です。

議案第 79 号「土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 22 ページから 23 ページです。

分担金、使用料、手数料や保険料など、市税以外の収入金に係る延滞金の利率について、税の延滞金利率の引き下げに合わせて、改正を行うものです。

議案第 80 号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 24 ページから 25 ページです。

介護保険料の延滞金の利率について、税の延滞金利率に合わせ、改正を行うものです。

議案第 8 1 号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 2 6 ページから 2 7 ページです。

健康対策の一環として、乳幼児から高齢者までを対象に、歯科の衛生指導を推進するため、特別職の非常勤職員として、歯科保健推進員を 2 6 年度から設置する計画です。報酬等を定めるための条例の一部改正です。

議案第 8 2 号「土佐清水市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 2 8 ページから 2 9 ページです。

9 月議会により、土佐清水市の私債権に関する条例を廃止し、土佐清水市債権管理条例への移行を行ったことから、条文で引用しております条例名を変更、整理のための条例改正です。

議案第 8 3 号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 3 0 ページから 3 1 ページです。

来年の 4 月から、消費税が 8 % になります。本条例で定めています工事費、水道料などの消費税分を 5 % から 8 % に改正。また、奨学資金貸与条例と同じく、条文で引用しております土佐清水市の私債権の管理に関する条例を、土佐清水市債権管理条例に変更するための条例改正です。

議案第 8 4 号「土佐清水市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 3 2 ページから 3 3 ページです。

市が管理しております漁港施設の使用料、占用料の消費税分 5 % を税率改正に合わせて、8 % に改正を行うものです。

議案第 8 5 号「土佐清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 3 4 ページから 3 5 ページです。

エアコンやテレビなどの特定家庭用機器廃棄物の運搬手数料及びし尿処理施設の使用料を消費税が 8 % になることに合わせて、改正を行うものです。

議案第 8 6 号「土佐清水市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案綴り 3 6 ページから 3 7 ページです。

地域主権改革一括法の施行による文部科学省令の制定に合わせて、社会教育委員の委嘱の基準について、PTA 活動をされている方などが対象となります家庭教育の向上に資する活動を行う者を追加するための条例改正です。

議案第 8 7 号「土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 3 8 ページから 3 9 ページです。

浦尻の旧清水中学校の体育館を新たに社会体育施設とするための条例の改正です。

議案第 88 号「土佐清水市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」議案綴り 40 ページから 41 ページです。

条例で引用をしております配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正があり、題名中の保護が保護等に変更になったことから、条例の整備を行うものです。

議案第 89 号「土佐清水市建設残土処分場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」議案綴り 42 ページから 43 ページです。

下益野太田に建設中の太陽光発電所設置に合わせて、条例で定めています太田の建設残土処分場を廃止とするための条例の制定です。

議案第 90 号「あしずり港交流拠点施設の指定管理者の指定について」議案綴り 44 ページです。

現在の指定期間が今年度末までとなっております、あしずり港交流拠点施設の指定管理を平成 26 年 4 月 1 日から 3 年間、引き続き土佐清水市観光協会を指定することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 91 号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」議案綴り 45 ページです。

指定管理期間が今年度末までとなっております、竜串貝類展示館の指定管理を 26 年 4 月 1 日から 3 年間引き続いて、NPO 竜串観光振興会を指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 92 号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」議案綴り 46 ページです。

議案第 87 号により社会体育施設とする予定の旧清水中学校体育館について、現在、市民体育館等、市の社会体育施設の指定管理者である NPO 法人スポーツクラブスクラムを指定管理者として指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものです。

以上、審議につきまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、予算案並びに条例案等に対する内容説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前 11 時 08 分 休 憩

午前 11 時 45 分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市議会議案第 11 号「特定秘密保護法案に反対する意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第11号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。
これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第11号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第11号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

14番、武藤 清君。

(14番 武藤 清君登壇)

○14番(武藤 清君) 大変貴重な時間をいただきまして、お礼を申し上げたいと思います。

それでは、案文を朗読いたしまして、提案理由に代えます。

特定秘密保護法案に反対する意見書(案)

安倍政権は10月25日、「特定秘密の保護に関する法律案(特定秘密保護法案)」を閣議決定し、国会に提出した。多くの問題を抱えたままのこの法案は、11月25日、衆議院国家安全保障特別委員会の地方公聴会が福島市で開かれた際、与党の推薦者を含む7人の意見陳述者全員が法案に反対の立場での陳述を行ったにもかかわらず、翌11月26日、与党の一部議員の棄権の中、野党の一部を巻き込み採決を強行、衆議院を通過させ、現在参議院において審議中である。しかし同法案は、特定の情報を政府が恣意的に秘密指定できるようにするもので、後世の検証も担保されておらず、国民にはそもそも何が特定秘密なのかすら明らかにされていない。国民の「知る権利」や表現・言論の自由、取材・報道の自由を著しく制限しかねず、拙速な制定は将来に大きな禍根を残すものである。

最大の問題点は、特定秘密の定義が極めて曖昧で、行政機関の長の判断次第で恣意的に秘密の範囲が際限なく拡大する危険性が高いことである。秘密を取得した者や漏えいを教唆した者、漏えいや取得を共謀、煽動することも処罰対象となり、処罰範囲がどこまでも広がる恐れがある。どの情報が特定秘密に指定されたのかも秘密とされれば、その情報が特定秘密かどうか知らないまま、強く開示を求めた市民や市民運動家、市民ジャーナリスト等が罪に問われるケースもあり得る。

また、最高懲役10年という厳罰化によって、公務員が記者との接触を過度に避けたり、調査活動をしている研究者や市民が政府情報に近づくことに慎重になり、民主主義の基本である国民の「知る権利」が侵害される恐れが強い。

「知る権利」や「報道・取材の自由」への配慮が法案に盛り込まれたとはいえ、強制力のない努力規定にとどまる上、報道の「正当な業務」と「著しく不当な方法」の境界線が不明で、

取り締まる側が自由に解釈できる余地がある。

このことは、特定秘密保護法案に反対する市民団体等の絶叫調のデモを「単なる絶叫戦術は、テロ行為とその本質において変わらない」と断じた石破 茂自民党幹事長のブログが、そのことを雄弁に物語るものである。

この法案の対象は「外交」「防衛」「スパイ」「テロ」の4分野を対象としたものであることは申すまでもないことである。

さらに、秘密指定の基準づくりに有識者会議の意見を聞くとされるが、形だけのもので個々の秘密指定の妥当性をチェックする権限はないこと、秘密指定は何度でも延長可能で、内閣が認めれば60年を超えて永続的に情報開示を拒むことができること、特定秘密取り扱いの「適正評価」のため行政機関職員や都道府県警察職員、民間業者などの個人情報調査が可能となり著しいプライバシー侵害の恐れがあること、国会へ特定秘密を提供するかどうかは、行政機関の判断に委ねられ提供された情報を漏らせば、国会議員も処罰対象になり、国会の国政調査権が大きく損なわれかねないことなど、懸念される点は数多い。

また、本日12月3日の新聞報道によると、特定秘密保護法の制定を急ぐ理由として「米国からの極秘の情報が得られないから」と説くが、シリア危機をめぐる日米の情報のやりとりから判断すると、法を整備したから必要な情報を得られると考えるのは間違っているのではないかと、との指摘もある。

国として特に厳格な管理が必要な情報があることは否定しないが、その場合も後世に検証可能な制度とすべきであり、政府が持っている情報は本来、国民が共有すべき財産であることが大前提である。特定秘密保護法案には、そうした民主主義の基本理念が根本的に欠落している上、情報公開法や公文書管理法の拡充も進んでいない。

何よりも、日弁連をはじめとする法曹界、学者・研究者、言論界などから多くの反対の声が上がっている。パブリックコメントの8割が法制定に反対であり、マスコミ各紙の調査でも反対意見や慎重意見が多数であり、市民の理解を得ているとは到底言えない。

よって、高知県土佐清水市議会は、国会及び政府に対し、国民の権利を侵す危険性を含んでいる「特定秘密保護に関する法律」を制定しないよう、強く求める。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今、議題となっております市議会議案第11号「特定秘密保護法案に反対する意見書の提出について」は、先ほどの議会運営委員会でこの取り扱いについて協議をいたしました結果、本日、採決いたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第11号を採決することに決しました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第11号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第11号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第11号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第11号「特定秘密保護法案に反対する意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第11号「特定秘密保護法案に反対する意見書の提出について」原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、市議会議案第11号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

明12月4日から12月8日までの5日間は、議案熟読のため休会といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岡林守正君）　ご異議なしと認めます。

よって、12月4日から12月8日までの5日間は休会といたすことに決しました。

明12月4日から12月8日までは休会とし、12月9日午前10時に再開いたします。

なお、質疑並びに一般質問の通告の期限は、12月5日午前11時まででありますので、念のため申し添えておきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時55分　散　　会